

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 景観計画(第13条—第20条)
- 第2章の2 デザイン事前協議(第20条の2—第20条の7)
- 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第21条)
- 第4章 都市景観重要建築物等(第22条・第23条)
- 第5章 都市景観形成市民団体(第24条)
- 第6章 表彰、助成等(第25条・第26条)
- 第7章 削除
- 第8章 雜則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すぐれた都市景観が市民にとってかけがえのない共有財産であることに鑑み、都市景観に関する施策の基本となる事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関して必要な事項を定めることにより、歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成を図り、もって市民ひとりひとりが愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちの実現に資することを目的とする。
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 姫路らしい都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- (2) 歴史的町並み景観の形成 姫路らしい歴史的町並み景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- (3) 風景の形成 姫路らしい風景をまもり、そだて、つくることをいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 建築物以外の工作物をいう。
- (6) 広告物等 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び当該屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (7) 事業者 建築物、工作物及び廣告物等の新築、新設、表示、増築、改築その他これらに類する行為を行う者並びにこれらの行為に係わる設計又は施工を業として行う者をいう。
- (8) 建築物等の所有者 土地並びに建築物、工作物及び廣告物等の所有者をいう。

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するための総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び建築物等の所有者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(都市景観形成基本計画の策定)

第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

2 市長は、前項に定める都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、姫路市景観・廣告物審議会(姫路市景観・廣告物審議会条例(平成20年姫路市条例第48号)第1条に規定する姫路市景観・廣告物審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(市の先導的役割)

第5条 市長その他市の機関は、道路、公園、河川その他の公共施設の整備を行う場合には、都市景観形成基本計画との整合を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たさなければならない。

(関連施策の推進)

第6条 市長その他市の機関は、緑化の推進、まちや川の美化運動の推進その他都市景観の形成のための施策を積極的に推進するものとする。

(諸制度の活用)

第7条 市長は、都市景観の形成を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法、屋外広告物法等に基づく都市景観の形成に資する諸制度を活用するよう努めなければならない。

(調査、研究等)

第8条 市長は、都市景観に関する調査、研究等を行うとともに、都市景観に関する資料の収集に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査、研究等の成果及び収集した資料を広く市民、事業者及び建築物等の所有者に提供するよう努めなければならない。

(市民意識の高揚)

第9条 市長は、都市景観の形成を円滑に進める上で、市民、事業者及び建築物等の所有者の意識の高揚を図るために、知識の普及その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、自らが都市景観を形成する主体であることを認識し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、自らの業務が都市景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施に当たっては専門的知識、経験等を活用し、都市景観の形成について自らの責任と負担において最大限の配慮をしなければならない。

(建築物等の所有者の責務)

第11条の2 建築物等の所有者は、その所有する土地並びに建築物、工作物及び広告物等が都市景観を構成する要素であり、自らが都市景観を構成する主体であることを認識するとともに、その利用等に当たっては、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

(協力)

第12条 市民、事業者及び建築物等の所有者は、市長その他市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 市民、事業者及び建築物等の所有者は、都市景観の形成に寄与するため相互に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第13条 市は、都市景観形成基本計画に即して法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条第1項から第5項までに規定する手続を行うほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(都市景観形成地区)

第14条 市は、景観計画において、重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める区域を都市景観形成地区とし、当該区域に係る必要な事項を定めることができる。

(歴史的町並み景観形成地区)

第14条の2 市は、景観計画において、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要があると認める区域を歴史的町並み景観形成地区とし、当該区域に係る必要な事項を定めることができる。

(風景形成地域)

第15条 市は、景観計画において、重点的に風景の形成を図る必要があると認める区域を風景形成地域とし、当該区域に係る必要な事項を定めることができる。

(届出を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観計画の区域のうち都市景観形成地区及び歴史的町並み景観形成地区以外の区域内における次に掲げる建築物、工作物(規則で定めるものに限る。以下この条及び第20条の2において同じ。)及び高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件(以下これらを「大規模建築物等」という。)の新築若しくは新設、増築(増築によって大規模建築物等となる場合の当該増築を含む。第20条の2第1項第1号において同じ。)、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更以外の行為

ア 建築物で高さが12メートルを超える、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ 工作物で高さが15メートル(当該工作物が、建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超える、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル)を超える、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

ウ 地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件

エ 幅員が10メートルを超える、又はその延長が30メートルを超える橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件

(2) 景観計画の区域のうち都市景観形成地区及び歴史的町並み景観形成地区的区域内における建築物、工作物及び高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件の新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更以外の行為

(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為

(届出書の添付図書)

第17条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物又は工作物の各階の平面図で縮尺200分の1以上のもの

- (2) 建築物又は工作物の各面の立面図で縮尺200分の1以上のもの
- (3) 建築物又は工作物の主要部2面以上の断面図で縮尺200分の1以上のもの
- (4) 建築物又は工作物の完成予想図書

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、省令第1条第2項第1号及び前項に掲げる図書(当該変更に係るものに限る。)を届出書に添付して行わなければならない。

(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為とする。

(行為完了の届出等)

第18条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第16条第5項後段の規定による通知をした者について準用する。この場合において、前項中「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

第19条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関する必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、法第16条第3項若しくは前項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第20条 市長は、法第16条第3項又は前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第2章の2 デザイン事前協議

(デザイン事前協議)

第20条の2 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知を要する行為(同条第7項に掲げる行為を除く。)のうち次に掲げる行為(以下「協議対象行為」という。)をしようとする者(以下「協議対象行為予定者」という。)は、当該届出若しくは通知又は協議対象行為に伴う広告物等の表示若しくは設置に係る姫路市屋外広告物条例(平成8年姫路市条例第5号)第4条第1項の規定による許可の申請若しくは姫路市屋外広告物条例施行規則(平成8年姫路市規則第38号)第5条第1項の規定による届出を行う前に、協議対象行為に係る建築物、工作物及び広告物等のデザインその他良好な景観の形成に影響を及ぼすと認められる事項について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(1) 都市景観形成地区(大手前通り地区においては、姫路市道幹第1号線の道路境界から20メートルまでの区域に限る。)、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域における大規模建築物等の新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更(これらの行為のうち良好な景観の形成に影響を及ぼす見込みがないと市長が認めるものを除く。)

(2) 都市景観形成地区(前号に定める区域を除く。)における次に掲げる大規模建築物等の新築若しくは新設、増築(増築によって次に掲げる大規模建築物等となる場合の当該増築を含む。)、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更(これらの行為のうち良好な景観の形成に影響を及ぼす見込みがないと市長が認めるものを除く。)

ア 建築物で高さが27メートルを超える、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ 工作物で高さが30メートル(当該工作物が、建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超えて、かつ、当該建築物の高さとの合計が30メートル)を超える、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

ウ 地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件

エ 幅員が10メートルを超える、又はその延長が30メートルを超える橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると特に市長が認める行為

2 前項の規定による協議を行おうとする協議対象行為予定者は、協議対象行為に係る工事に着手する日の90日前までに、規則で定めるところにより、市長に協議の申出をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議を行うに当たって、審議会の意見を聞くものとする。

(協議の終了)

第20条の3 前条第1項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、終了するものとする。

(1) 協議が調ったとき。

- (2) 協議が調わない場合において、協議対象行為予定者が、規則で定めるところにより、市長に当該協議の終了を申し出、これに相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により協議が終了したときは、協議対象行為予定者に対し、規則で定めるところにより、当該協議の結果を通知するものとする。
- (協議に係る行為の着手制限)
- 第20条の4 協議対象行為予定者は、前条第2項の規定による通知を受けた後でなければ、協議対象行為(根切り工事その他の規則で定める工事に係るもの)を除く。第20条の7第1項第4号において同じ。)に着手してはならない。
- (協議内容の変更に係る協議)
- 第20条の5 協議対象行為予定者は、第20条の3第1項の規定により協議が終了した後、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、当該変更により良好な景観の形成に影響を及ぼす見込みがないと市長が認めるものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定による協議を行おうとする協議対象行為予定者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に協議の申出をしなければならない。
- 3 第20条の2第3項、第20条の3及び前条の規定は、第1項の規定による協議について準用する。この場合において、第20条の2第3項中「第1項」とあるのは「第20条の5第1項」と、第20条の3第1項中「前条第1項」とあるのは「第20条の5第1項」と、前条中「協議対象行為」とあるのは「協議対象行為のうち第20条の5第1項の変更に係る行為」と読み替えるものとする。
- (協議内容の公表)
- 第20条の6 市長は、第20条の3第1項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により協議が終了したときは、その内容を公表するものとする。
- (協議に係る勧告等)
- 第20条の7 市長は、協議対象行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協議対象行為予定者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。
- (1) 第20条の2第1項又は第20条の5第1項の規定に違反して、協議を行わないとき。
- (2) 第20条の2第2項又は第20条の5第2項の規定に違反して、協議の申出をしないとき。
- (3) 虚偽の内容に基づき第20条の2第1項又は第20条の5第1項の規定による協議を行ったとき。
- (4) 第20条の4(第20条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、協議対象行為又は協議対象行為のうち第20条の5第1項の変更に係る行為に着手したとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えるとともに、審議会の意見を聽かなければならない。
- 第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木
- (景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する手続)
- 第21条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したとき、又はその指定を解除したときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。
- 3 市長は、法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文に規定する許可をするに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができる。
- 4 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。
- 第4章 都市景観重要建築物等
- (都市景観重要建築物等の指定)
- 第22条 市長は、都市景観形成上重要な価値があると認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を受けたものを除く。)を都市景観重要建築物等として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、当該都市景観重要建築物等にこれを表示するものとする。
- 4 市長は、都市景観重要建築物等が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の指定を解除するものとする。
- (1) 滅失、枯死等により都市景観形成上価値を失ったとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

5 市長は、第1項に規定する指定をしたとき、又は第4項に規定する指定の解除をしたときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。

(現状変更の届出)

第23条 都市景観重要建築物等の所有者又は権原に基づく占有者は、当該都市景観重要建築物等の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 都市景観形成市民団体

(都市景観形成市民団体の認定)

第24条 市長は、一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、次の各号に該当するものを都市景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、当該地域の都市景観の形成に有効と認められるもの
- (2) その活動が、関係者の財産権を不当に制限しないもの
- (3) その活動が、当該地域の住民の大多数に支持されていると認められるもの
- (4) その他規則で定める事項に該当しているもの

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定した都市景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第6章 表彰、助成等

(表彰)

第25条 市長は、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物等についてその所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献したものを表彰することができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第26条 市長は、都市景観形成市民団体その他都市景観の形成に努めようとするものに対し、技術的援助を行うことができる。

2 市長は、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に掲げる経費の一部を助成することができる。

- (1) 都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をしようとするもの 当該行為に要する経費
- (2) 景観重要建造物、景観重要樹木又は都市景観重要建築物等の所有者等 景観重要建造物、景観重要樹木又は都市景観重要建築物等の保存に要する経費
- (3) 都市景観形成市民団体 その活動に要する経費

第7章 削除

第27条 削除

第8章 雜則

(施行の細目)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が告示で定める日から施行する。

(昭和63年3月23日告示第43号で昭和63年3月25日から施行)

附 則(平成19年12月18日条例第69号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第4項及び第5項並びに第24条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月7日条例第44号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成25年10月4日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の姫路市都市景観条例(以下「新条例」という。)第18条の2、第19条及び第20条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知(以下「届出等」という。)がなされる場合について適用し、施行日前に届出等がなされる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第2章の2の規定は、平成26年7月1日以後に新条例第20条の2第1項に規定する行為(以下「協議対象行為」という。)に着手するものとして施行日以後に届出等がなされる場合について適用し、平成26年7月1日前に協議

対象行為に着手するものとして届出等がなされる場合及び施行日前に届出等がなされる場合については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の姫路市都市景観条例(以下「新条例」という。)第20条の2の規定は、令和3年7月1日以後に新条例第20条の2第1項に規定する行為(以下「協議対象行為」という。)に着手するものとしてこの条例の施行の日以後に景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知(以下「届出等」という。)がなされる場合について適用し、令和3年7月1日前に協議対象行為に着手するものとして届出等がなされる場合及びこの条例の施行の日前に届出等がなされる場合については、なお従前の例による。